

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、12億株を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数（以下、「対象株式数」という。）とする。ただし、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額は1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（以下、「大量株式取得者」という。）に行使を認めないこと等を行行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (2) 当社は、本件方針による対抗措置を中止することが相当であると判断した場合には、当該中止のために、割当基準日の4営業日（証券取引所における現行の3日目決済を前提としており、これが変更されればそれにスライドして変更される。以下同じ。）前までに当社取締役会において決議することにより、新株予約権の割当を中止することができる。

- (3) 本新株予約権の割当基準日の3営業日前の日以降に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者を含む全株主の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (4) その他当社が新株予約権を取得できる場合およびその条件等の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間については、当社取締役会が別途定めるものとする。

11. 新株予約権の消滅事由等

新株予約権の消滅事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。